

広島県選挙管理委員会告示第七十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による広島県議会議員正木篤篤解職請求を平成二十四年十二月十日に受理したので、当該解職請求代表者の住所氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

平成二十四年十二月十日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

一 請求代表者の住所氏名

住所 広島県広島市安佐北区落合南一丁目一七番三号

氏名 梅田千秋

住所 広島県広島市安佐北区口田南一丁目一〇番二一―四号

氏名 前表良明

住所 広島県広島市安佐北区可部三丁目一八番七号

氏名 辻英明

住所 広島県広島市安佐北区三入東一丁目二八番一八号

氏名 石田卓司

住所 広島県広島市安佐北区大林町二四三二番地一

氏名 尺司守夫

住所 広島県広島市安佐北区可部町大字桐原九一一番地

氏名 平野昭久

住所 広島県広島市安佐北区安佐町大字小河内六一九番地

氏名 安福孝昭

住所 広島県広島市安佐北区安佐町大字くすの木台三七番地一九

氏名 山口讓治

住所 広島県広島市安佐北区口田南五丁目二番一五号

氏名 越智兼光

二 広島県議会議員正木篤篤解職請求の要旨

正木篤篤県議会議員は、平成二十三年六月一日に無免許運転で逮捕され、同年九月十五日に有罪判決を受けた。この裁判の中で分かったことは、八年間も無免許運転で後援活動や選挙活動を続け、当選してからは無免許運転で、堂々と議事堂にも乗りつけていた。極めて悪質な常習無免許運転者である。

県議会では二度に亘り、全会一致で辞職勧告決議を行ったが、これに従わず、議長の再三に亘る辞職の進言にも全く応じず、これを拒否した。

私達は、正木篤篤県議会議員の行為は、公職の議員としてあるまじき行為であり、これを許し、放任することはできない。よって良識ある選挙民の総意で本請求をする。